

答申保第13号
平成22年6月16日
(諮問保第16号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年3月25日付けで、「私が警察に相談した内容を記載した苦情、相談等事案処理票の私に関する情報 2004年10月～12月、2005年4月～5月、2006年12月～（2007年）3月、2006年8月、2007年3月～4月、2007年8月、2008年2月」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月21日付け鹿相第25号で「あなたが2005年4月から5月までの間、2006年8月、2007年8月に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定を、また、同日付け鹿相第26号で「あなたが2004年10月から12月までの間、2006年12月から2007年3月までの間、2007年3月から4月までの間、2008年2月に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたの情報」につき保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を、それぞれ行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 私の個人情報は、〇〇の起こした暴力事件の核心に触れる部分で、人命に関わる緊迫した状況につき、私は何度も警察に助けを求め、文書にても様々な情報提供をしてきた。今まだ未解決の事件に対し、情報の廃棄処分は、不適切と考える。

また、私の個人情報が不存在とされたことは、警察を信頼してきた私と、私の親族（警察職員等）に対する侮辱、人権侵害を助長する不当なものであると考える。

- イ 2007年3月～4月の個人情報の不存在は嘘である。私は2007年3月1日、西署の中央駅前交番に駆け込み、犯人の車のNo.や居住アパートの様子を伝え、〇〇に伝えて欲しいと助けを求めた後、相談を妨害されたので、念押しして夜110番で西署に連絡、刑事にその件を話してもいる。その後警察も動いている。
- ウ 2008年2月の個人情報の不存在は疑問がある。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び実施機関の口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「苦情・相談等事案処理票」は、県民から申し出がなされた苦情、相談、要望、意見、請願その他の申し出について、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に管理する「鹿児島県警察苦情・相談等事案処理システム」から出力した資料で、相談者等の申出要旨、内容等をそのまま記載することとなっている。

(2) 不開示決定の理由

ア 「苦情・相談等事案処理票」は、鹿児島県警察文書管理規程（平成13年鹿児島県警察本部訓令第38号）により、その保存期限を3年とし、電磁的記録についても「鹿児島県警察苦情・相談等事案管理システム運用要領」において、新規登録した年の翌年の1月1日から起算して3年を経過後に抹消されると定められている。

よって、開示請求に係る2004年10月から同年12月までの間に作成された「苦情・相談等事案処理票」は、3年の保存期限を経過しているため既に廃棄され、存在しないので、不開示とした。

イ また、2006年12月から2007年3月までの間、2007年3月から4月及び2008年2月に開示請求者から相談を受けたという事実はなく、この間に作成された「苦情・相談等事案処理票」に開示請求者の保有個人情報は存在しないので不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月3日	諮問を受けた。
7月30日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月4日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
9月17日	審査請求人から意見書を受理した。
平成21年7月27日	諮問の審議を行った。
9月14日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
11月30日	諮問の審議を行った。
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
2月18日	諮問の審議を行った。
3月26日	諮問の審議を行った。
4月26日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が、2004年10月から12月までの間、2006年12月から2007年3月までの間、2007年3月から4月までの間及び2008年2月に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報である。

本件審査請求は、本件処分を取り消し、不存在とされた審査請求人に係る上記の情報の開示を求めたものである。

イ 実施機関における文書の保存期間及び文書の保管について

鹿児島県警察における文書については、鹿児島県警察文書管理規程（鹿児島県警察本部訓令）に基づき、保管・保存が行われている。

当審査会が事務局職員をして、文書管理表を確認させたところ、「苦情・相談等事案処理票」の保存期間は3年となっていた。

また、同規程(第34条)に基づき、完結公文書は処理完結の日の属する年の翌年1月1日から起算して1年間、当該主務課の施錠施設のあるキャビネット又は書庫に収納して保管しなければならないこととなっている。

さらに、同規程(第41条)に基づき、保管期間を満了した完結公文書は、本庁の場合、相談広報課長に引き継ぎ、同規程(第42条)に基づき、相談広報課長は文書庫において、文書管理表で定められた期間、保管、管理することとなっている。

ウ 2004年（平成16年）10月から同年12月までの間に作成された「苦情・相談等事案処理票」について

(ア) 文書としての処理票について

当審査会が事務局職員に調査させたところによると、2004年（平成16年）10月から同年12月までの間に作成された「苦情・相談等事案処理票」については、保存期間が3年であることから、2005年（平成17年）1月から2007年（平成19年）12月までの3年間保存し、2008年（平成20年）1月に廃棄されたのではないかと警察本部職員の説明であった。

また、保存期間の満了した公文書については、同規程(第45条)に基づき、廃棄しなければならないこととされており、保存期間の計算は、暦年により、処理完了の翌年から起算するものとし、保存期間満了の翌年1月を廃棄年月とするとされている。

廃棄については、「公文書廃棄伺書」により承認を得た上で廃棄することとなっているが、文書管理表によると、当該伺書の保存期間は1年となっており、廃棄伺書で当該公文書の廃棄を確認することはできなかった。

(イ) 電磁的記録としての処理票について

「苦情・相談等事案処理票」として作成されたものは、「鹿児島県警察苦情・相談等事案管理システム運用要領」により電磁的記録として管理されているが、同要領を確認したところ、苦情・相談等情報のデータは、保存期間を延長する必要があるものを除き、新規登録の年の翌年1月1日から起算して3年を経過後に抹消されると定められている。

管理システムについては、同要領の規定により端末装置の操作に制限があり、事務局職員が直接確認できないため、警察本部担当職員に、審査請求人に係る処理票の存在について、端末装置の検索による確認を依頼したところ、今回開示されたもの以外の、審査請求人に係る処理票は存在しないとの回答であった。

このため、警察本部担当職員へ処理票の作成について確認すると、事案によっては処理票を作成しない場合があるとのことであった。

以上のことから、2004年（平成16年）10月から同年12月までの間に作成された「苦情・相談等事案処理票」については、3年の保存期限を経過しているため既に廃棄され、存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、存在しないことを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

エ 2006年（平成18年）12月から2007年（平成19年）3月までの間、2007年3月から4月までの間及び2008年（平成20年）2月に作成された「苦情・相談等事案処理票」について当審査会が事務局職員をして確認させたところ、2006年（平成18年）12月から2008年（平成20年）2月までの間に作成されていた「苦情・相談等事案処理票」については、警察本部文書庫内に保管されていた。

しかしながら、文書内容については、捜査等に支障があるとして事務局職員が確認できないため、警察本部担当職員に文書内及びシステム内での処理票の内容の再確認を依頼したところ、当該文書内及びシステム内に開示請求者の情報は存在しないとの回答であった。

以上のとおり、2006年（平成18年）12月から2007年（平成19年）3月までの間、2007年3月から4月までの間及び2008年（平成20年）2月に作成された「苦情・相談等事案処理票」に開示請求者の保有個人情報存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、対象保有個人情報が存在しないことを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

オ 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。